

第**204**期

定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時

平成30年6月26日（火曜日）
午前10時

場所

高知市南はりまや町一丁目1番1号
当行本店 5階 大会議室

目次

第204期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
インターネットによる 議決権行使のご案内	5
事業報告	7
計算書類	35
連結計算書類	37
監査報告書	39
株主総会参考書類	43

 **四国銀行**

証券コード：8387

(証券コード8387)
平成30年6月4日

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

株式会社 四 国 銀 行

取締役頭取 山元文明

第204期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第204期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（43～77頁）をご検討くださいますて、「議決権行使のご案内」（3～6頁）をご高覧のうえ、[平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分まで](#)に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成30年6月26日（火曜日）午前10時 (受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 当行本店 5階 大会議室
3. 目的事項	報告事項 1. 第204期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 2. 第204期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案（第1号議案から第7号議案まで）

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための
報酬決定の件

株主提案（第8号議案から第11号議案まで）

第8号議案

定款一部変更の件

第9号議案

定款一部変更の件

第10号議案

取締役3名解任の件

第11号議案

監査役1名解任の件

第8号議案から第11号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対**しております。**

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.shikokubank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.shikokubank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

当日ご出席による
議決権行使

株主総会開催日時

平成30年6月26日（火曜日）
午前10時



ご入場には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面による議決権行使

議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。
詳しくは下記をご覧ください。

インターネットによる
議決権行使

議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）
午後5時30分受付分まで



詳細は
5頁から6頁を
ご覧ください。

当行指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、行使
期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使書用紙イメージ

<p>議決権行使書</p> <p>株式会社四国銀行 申中</p> <p>私は、平成30年6月26日開催の株式会社四国銀行第204期定株主総会（その議決案または総会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○で表示）の通り議決権を行使します。</p> <p>平成30年6月 日</p>		<p>株主番号</p> <p>議決権行使回数</p>	<p>お話し</p> <p>1. 株主総会にご出席の際は、この部分を切り離さずに会場受付へご提出ください。</p> <p>2. 株主総会にご出席できない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使してくださいませようをお願い申し上げます。</p> <p>①書面による議決権の行使 この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月）午後5時30分までに到着するようご返送ください。</p> <p>②インターネットによる議決権の行使 下記ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、平成30年6月25日（月）午後5時30分までに議決権を行使してください。</p> <p>3. 第3号議案、第4号議案、第10号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、把握ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。</p> <p>4. 賛否のご表示は、黄色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</p>																					
<p>会社提案</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>第2号議案</td> <td>第3号議案</td> <td>第4号議案</td> <td>第5号議案</td> <td>第6号議案</td> <td>第7号議案</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	○	○	○	○	○	○	○	<p>株主提案</p> <table border="1"> <tr> <td>第8号議案</td> <td>第9号議案</td> <td>第10号議案</td> <td>第11号議案</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	○	○	○	○
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案																		
○	○	○	○	○	○	○																		
第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案																					
○	○	○	○																					
<p>各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示が多いためとしてお取扱いいたします。</p> <p>株式会社四国銀行</p>		<p>ご注意</p> <p>1. 当行取締役会は、株主提案についてそのいずれにも反対しております。</p> <p>2. 第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案につき、当行取締役会委員に賛成の場合は、「否」に、株主提案に賛成の場合は「賛」に、○印をご表示ください。</p>																						

こちらの赤枠内に、
各議案の賛否をご表示ください。

会社提案（第1～7号議案）

- 賛成の場合「賛」の欄に○印
- 反対の場合「否」の欄に○印

（第3号議案、第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第8～11号議案）

- 賛成の場合「賛」の欄に○印
- 反対の場合「否」の欄に○印

（第10号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第8号議案～第11号議案は一部の株主からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**71頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当行取締役会の意見に賛成いただける場合

会 社 提 案								
第1号議案	第2号議案	第3号議案	（下の候補者を除く）	第4号議案	（下の候補者を除く）	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛	賛	賛		賛		賛	賛	賛
否	否	否		否		否	否	否

株 主 提 案				
第8号議案	第9号議案	第10号議案	（下の候補者を除く）	第11号議案
賛	賛	賛		賛
否	否	否		否

会社提案・当行取締役会の意見に反対される場合

会 社 提 案								
第1号議案	第2号議案	第3号議案	（下の候補者を除く）	第4号議案	（下の候補者を除く）	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛	賛	賛		賛		賛	賛	賛
否	否	否		否		否	否	否

株 主 提 案				
第8号議案	第9号議案	第10号議案	（下の候補者を除く）	第11号議案
賛	賛	賛		賛
否	否	否		否



右記のような場合は**無効**となります
賛成、反対の両方に○を付けた場合



会 社			
第1号議案	第2号議案	第3号議案	（下の候補者を除く）
賛	賛	賛	
否	否	否	

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

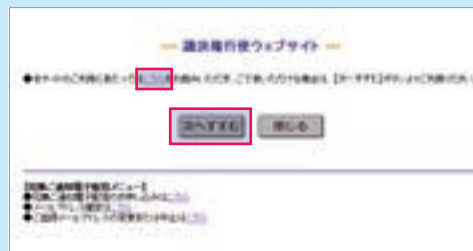
アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

ご注意

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- 2 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

機関投資家の
皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分受付分まで

3 ログイン

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右下に記載されております。

ご了承いただく事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットでも複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524** (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

添付書類

第204期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告

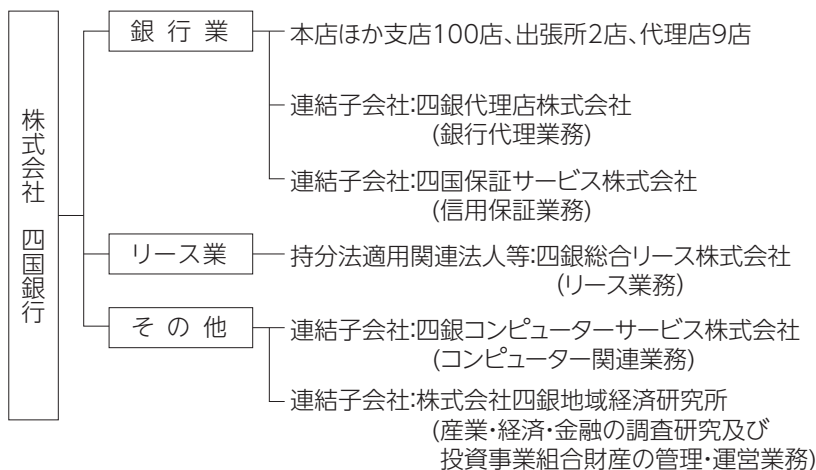
1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計10社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



注. 持分法非適用の非連結子会社2社及び持分法非適用の関連法人等2社は上記系統図に含めておりません。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、自動車関連や半導体関連等、幅広い分野で企業の生産活動は持ち直しが続き、雇用・所得環境の改善等を背景に個人消費も緩やかに持ち直しました。また、米国や欧州向けの自動車及び関連部品やアジア向けの半導体電子部品等を中心に輸出も持ち直しが続き、景気は緩やかに回復しました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましても、生産活動に持ち直しの動きが続き、雇用が良好に推移するなか、個人消費は持ち直す等、景気は緩やかに回復しました。

金融面では、円・ドル相場は、期首の110円台から北朝鮮情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりと警戒感の和らぎから円高と円安を行き来しましたが、良好な米経済指標が続くなか、米国の減税政策に対する期待の高まり等から一時114円台まで円安が進みました。その後、米国と中国の通商摩擦が懸念され円高が進行し、期末には106円台となりました。日経平均株価は、期首の1万8千円台から円安や米国の株価上昇等を受け一時2万4千円台まで上昇しましたが、その後、円高や米国の株価下落等を受けて、期末には2万1千円台となりました。長期金利は、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の効果もあり、概ね0.0%台が続き、一時的に0.1%台やマイナス圏となる場面もありましたが、期末は0.0%台となりました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、平成29年度において当行は、中期経営計画「ベストリアライズ・バンクへの挑戦 ステップ2」に掲げる各施策を実施することで、企業価値の向上に努めてまいりました。

(お客さまへの取組み)

当行では、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えできるよう、ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めました。

法人のお客さまに対しては、ビジネスマッチングや海外進出支援、各種セミナーの開催など、お客さまの事業の発展や業容拡大に向けたサポートを行いました。

また、営業店・本部間の連携体制を整備して、お客さまの事業性を評価した金融仲介機能の発揮に努めました。

さらに、事業承継問題を抱えるお客さまに対しては、本部に在籍する公認会計士・税理士が中心となり、課題解決に向けた支援を行いました。

個人のお客さまに対しては、資産運用、資産形成に関してお客さま本位の活動を徹底するため、平成29年5月「お客さまの資産運用および資産形成のサポートに関する方針」を制定し、同年12月、方針に基づく成果指標をホームページ上で公表しました。

また、長期・積立・分散投資によるお客さまの資産形成ニーズにお応えるために、「NISA」「つみたてNISA」「iDeCo」を推進するとともに、研修等を通じ、高品質なサービスを提供できる行員の育成に取り組みました。

さらに、金融資産の分析機能等を備えたタブレット端末の導入など、お客さまの意向に沿った適切な商品のご提案やアフターフォローの充実に向けた体制整備を進めました。

個人ローンへの取組みにつきましては、住宅ローンのキャンペーン等の実施により商品の魅力向上を図るとともに、四国4県に拠点を構えるローンプラザによる推進を実施しました。



「M&Aセミナー」(平成29年8月・本店)



「お客さまの資産運用および資産形成のサポートに関する方針」

(地方創生への取組み)

平成29年度は「しぎん地域活性化ファンド」を活用し、起業・新事業展開等を目指す事業者の皆さまに対する成長マネーの供給に取り組みました。その結果、人工クログマグロ稚魚の中間育成に取り組む事業、地域資源の発掘や商品化を通じ一次産業の活性化や地産外商に取り組む事業、また、がん治療の効果を高める放射線増感剤の医薬品の承認を目指す事業への投資を実行しました。

その他、「高知県観光活性化ファンド」を通じた「物部川地域」の活性化支援、クラウドファンディングを活用した地域活性化、また、間伐活動等を通じた社会貢献活動にも積極的に取り組みました。

四国アライアンスでは、ビジネスマッチングや投資信託・保険の共同販売、東京証券取引所との「地域経済活性化に資する連携協定」締結など、4行が連携して四国創生に向けて取り組みました。

平成30年1月には「四国アライアンスキャピタル株式会社」を立ち上げ、「しこく創生ファンド」及び「しこく中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合」を設立、事業承継問題の解決や中小企業の再生に向けた取組みを開始しました。



「四国アライアンスキャピタル(株)」のスキーム図



事業開始にあたるセレモニーの様相

※四国アライアンスとは、四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括提携。

(株主さまへの取組み)

平成29年10月、投資家の皆さまの利便性を向上させるため、当行株式の売買単位を従来の1,000株から100株に変更するとともに、株主さまの所有株式数5株につき1株の割合で併合しました。

変更に伴い株主優待制度を見直し、従来は優待制度の対象外であった100株以上200株未満（従来の500株以上1,000株未満）の株主の皆さまも制度の対象とするなど範囲を拡大しました。



株主優待制度のご案内

(店舗・チャネル)

店舗につきましては、前連結会計年度末比3店舗減少し、112店（本支店101店、出張所2店及び代理店9店）となりました。

効率的かつ高品質の金融サービスを提供できる営業体制を構築するため、高知県では同一マーケットにあるイオン旭町出張所を旭支店へ統合のうえ店舗を新築し、愛媛県では、松山西支店を松山支店に、香川県では、琴平支店を善通寺支店に統合するとともに、高松南支店をランチ・イン・ブランチ方式（2つの支店が1つの店舗内で営業を行う方式）にて、高松支店内へ移転しました。新しい旭支店は災害時においても金融機能を発揮できるよう、高知市北部のBCP（事業継続計画）における拠点機能を備えています。

また、受付カウンターへ専用端末を配置した「クイック窓口」導入を試行するなど、ローコスト店舗の実現に向けた取組みを一部店舗で開始しました。

チャンネルにつきましては、非対面チャンネル強化のため導入したスマートフォン向けバンキングアプリを平成30年3月にバージョンアップし、残高・入金照会機能における複数の口座登録機能の追加、画面デザインや操作性の改善など、お客さまの利便性向上を図りました。



旭支店



スマートフォン向けバンキングアプリ

これらを実施し、業績向上に努めました結果、次のような成果を上げることができました。

(預金等)

預金につきましては、個人預金、法人預金、地方公共団体預金がそれぞれ増加し、前連結会計年度末比643億円増加の2兆6,263億円となりました。また譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比638億円増加の2兆6,813億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、個人向け貸出金や中小企業向け貸出金は増加しましたが、大企業向け貸出金や地方公共団体向け貸出金等の減少により、前連結会計年度末比43億円減少し1兆6,768億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、国債の償還等により、前連結会計年度末比856億円減少し9,623億円となりました。

(損 益)

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金の増加に加え貸倒引当金戻入益も計上しましたが、国債等債券売却益の減少等により、前連結会計年度比27億94百万円減少し472億6百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の減少等により、前連結会計年度比24億19百万円減少し350億18百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比3億76百万円減少し121億87百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失の増加等により、前連結会計年度比17億12百万円減少し71億57百万円となりました。

(中期経営計画の達成状況)

中期経営計画 収益性目標 (単体ベース)			
項目	経営指標	数値目標	実績
収益性 (平成29年度)	実質業務純益	77億円以上	83億円
	当期純利益	53億円以上	66億円
	ROE (株主資本ベース)	5.0%以上	6.2%

中期経営計画中間年度の収益性目標については、全て達成することができました。

④ 対処すべき課題

金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少、少子高齢化という社会構造問題に加え、超低金利政策の継続や金融イノベーションの進展、さらには異業種からの新規参入による競争の激化など、一段と厳しさを増しています。

このような中、地域に根ざした地域金融機関として、金融仲介機能やコンサルティング機能を更に高めることで、お客さまの成長や地域経済の活性化に貢献するとともに、業務効率化の推進や先端技術を有効活用することで、当行の持続的成長・発展につなげていくことが課題であると認識しております。

当行では、こうした課題の克服を目指し、平成28年4月からスタートさせた中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ2」の戦略目標への取組みを推し進めるとともに、四国アライアンスのもと四国全域の活性化や創生に取り組んでおります。

平成30年度は、現中期経営計画の最終年度であるとともに創業140周年を迎える節目の年でもあります。創業150年、更にその先を見据え、お客さまとともに持続的に成長・発展するため、事業性評価に基づいた融資やお客さま本位のコンサルティング営業を徹底するとともに、B P R（業務プロセス改善）の推進とICT（情報通信技術）の活用による生産性の向上や付加価値の高い金融サービスを提供することによって、経営基盤の強化を図ってまいります。また、それらの取組みを担う人財の育成にも重点的に取り組んでまいります。

私ども四国銀行グループは、中期経営計画の各施策を着実に実行することで、地域に必要な金融機関としてお客さまから支持され続けるよう努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	443	473	500	472
経常利益	109	116	125	121
親会社株主に帰属する当期純利益	58	63	88	71
包括利益	192	34	41	96
純資産額	1,359	1,381	1,394	1,479
総資産	29,483	29,352	30,427	30,274

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	24,905	25,155	25,636	26,284
定期性預金	12,097	12,133	11,850	11,318
その他	12,807	13,022	13,786	14,966
貸 出 金	16,164	16,467	16,808	16,764
個人向け	2,616	2,732	2,969	3,210
中小企業向け	7,755	7,975	8,074	8,239
その他	5,791	5,759	5,764	5,314
商品有価証券	6	0	—	0
有 価 証 券	11,150	10,820	10,447	9,584
国 債	5,670	3,611	3,327	2,731
その他	5,479	7,209	7,120	6,853
社 債	70	70	—	—
総 資 産	29,470	29,339	30,394	30,245
内国為替取扱高	151,700	154,213	139,731	140,676
外国為替取扱高	百万ドル 4,182	百万ドル 3,397	百万ドル 3,809	百万ドル 2,966
経 常 利 益	百万円 10,532	百万円 11,108	百万円 10,336	百万円 11,556
当 期 純 利 益	百万円 5,823	百万円 6,309	百万円 7,096	百万円 6,687
1株当たり当期純利益	円 銭 26 96	円 銭 29 18	円 銭 164 61	円 銭 156 03
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 社債は劣後特約付社債であります。

3. 平成29年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	1,352人	42人	1,349人	41人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか55店（前年度末 本店営業部ほか56店）

徳島県内：徳島営業部ほか22店（前年度末 徳島営業部ほか22店）

香川県内：高松支店ほか7店（前年度末 高松支店ほか8店）

愛媛県内：松山支店ほか5店（前年度末 松山支店ほか6店）

本州地区：東京支店ほか9店（前年度末 東京支店ほか9店）

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、思地代理店、東津野代理店、美良布代理店、大柵代理店、大田口代理店、入野代理店、春野代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	3,512
合計	3,512

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	清水支店新築工事	125
	旭支店新築工事	409
	事務機械やソフトウェアへの投資	2,472
合計	—	3,007

注1. 清水支店新築工事、旭支店新築工事は平成29年度に完了しましたが、平成28年度の投資額が含まれておりません。

2. 平成29年度に旧潮江支店の土地及び建物を売却いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店 株式会社	高知市南はりま や町一丁目1番 1号	銀行代理業務	平成 22年8月11日	百万円 20	% 100.00	—
四国保証 サービス 株式会社	高知市菜園場町 1番21号	信用保証業務	昭和 51年8月13日	百万円 50	% 100.00	—
四銀コンピュー ターサービス 株式会社	高知県南国市 蛸が丘二丁目1番 地	コンピューター 関連業務	平成 2年7月5日	百万円 20	% 60.00	—
株式会社 四銀地域経済 研究所	高知市菜園場町 1番21号	産業・経済・金融の 調査研究及び投資 事業組合財産の 管理・運営業務	平成 3年5月15日	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合 リース 株式会社	高知市菜園場町 1番21号	リース業務	昭和 49年2月8日	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- ④ 株式会社イーネット（地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、他の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス（地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、他の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社及び株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・振込・残高照会のサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑨ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑩ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
野村直史	取締役会長	—	—
山元文明	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行協会会長	—
高橋重一	(代表取締役) 専務取締役	—	—
西川昭寛	常務取締役	—	—
大田良継	常務取締役	—	—
原浩一郎	取締役徳島営業本部長	—	—
五百蔵誠一	取締役本店営業部長	—	—
黒下則之	取締役審査部長	—	—
小林達司	取締役総合企画部長	—	—
尾崎嘉則	取締役(非常勤・社外取締役)	—	注1
稲田知江子	取締役(非常勤・社外取締役)	弁護士 (稲田法律事務所)	注1
北村裕	常勤監査役	—	—
熊沢慎一郎	常勤監査役	—	—
田中章夫	監査役(非常勤・社外監査役)	公認会計士 (田中会計事務所)	注1、注2
川添博	監査役(非常勤・社外監査役)	弁護士 (川添法律事務所)	注1
濱田正博	監査役(非常勤・社外監査役)	公益財団法人高知県文化財団理事長	注1

注1. 取締役尾崎嘉則、稲田知江子、監査役田中章夫、川添博及び濱田正博の五氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 監査役田中章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13人	170 (うち報酬以外 54)
監 査 役	6人	44 (うち報酬以外 2)
計	19人	215 (うち報酬以外 56)

注1. 取締役の報酬等には、使用人分報酬等62百万円(うち賞与15百万円)が含まれておりません。

2. 取締役の報酬等には、役員賞与7百万円及び株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権46百万円が含まれております。

3. 監査役の報酬等には、役員賞与2百万円が含まれております。

4. 取締役の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、株式報酬型ストック・オプションを含む体系としております。社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、取締役会において決定することとしております。また、各取締役の報酬等は常務会において決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。また、各監査役の報酬等は、常務会に報告しております。

なお、平成18年6月29日定時株主総会で決議された取締役報酬等限度額は年額216百万円以内、監査役報酬等限度額は年額60百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
尾 崎 嘉 則	<p>当行は社外取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。</p>
稲 田 知江子	
北 村 裕	
熊 沢 慎一郎	
田 中 章 夫	
川 添 博	
濱 田 正 博	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
稲田 知江子	弁護士（稲田法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
田中 章夫	公認会計士（田中会計事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
川添 博	弁護士（川添法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
瀨田 正博	公益財団法人高知県文化財団 理事長 当行と同財団との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
尾崎 嘉則	2年10ヵ月	当期開催の取締役会17回の全てに出席しております。	主に民間企業の代表者の経験から、必要に応じ発言を行っております。このほか、ガバナンス委員会等により代表取締役との意見交換を行っております。
稲田 知江子	10ヵ月	取締役就任以降に開催の取締役会13回のうち11回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。このほか、ガバナンス委員会等により代表取締役との意見交換を行っております。
田中 章夫	8年10ヵ月	当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、監査役会16回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。このほか、定期的に代表取締役との意見交換を行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
川添博	6年10ヵ月	当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、監査役会16回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。このほか、定期的に代表取締役との意見交換を行っております。
濱田正博	2年10ヵ月	当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、監査役会16回の全てに出席しております。	主に公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、必要に応じ発言を行っております。このほか、定期的に代表取締役との意見交換を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	20 (うち報酬以外 0)	—

注. 銀行からの報酬等には、社外監査役に対する役員賞与0百万円が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	100,000千株
	発行済株式の総数	43,300千株
(自己株式440千株を含む)		

注．平成29年6月27日開催の第203期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株とする株式併合及び定款変更を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は400,000千株減少し、100,000千株となっております。また、発行済株式の総数は173,200千株減少し、43,300千株となっております。

(2) 当年度末株主数 8,956名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,294 千株	10.02 %
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,185	2.76
日亜化学工業株式会社	988	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	923	2.15
四国銀行従業員持株会	887	2.07
日本生命保険相互会社	771	1.79
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	756	1.76
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	685	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	682	1.59

注1．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2．持株比率は自己株式（440,100株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	3人
	②新株予約権の割当日	平成24年8月8日	
	③新株予約権の数	807個	
	④目的となる株式の種類及び数	16,140株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年8月9日から 平成54年8月8日まで	
	⑥権利行使価額	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	4人
	②新株予約権の割当日	平成25年8月6日	
	③新株予約権の数	808個	
	④目的となる株式の種類及び数	16,160株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年8月7日から 平成55年8月6日まで	
	⑥権利行使価額	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	6人	
②新株予約権の割当日	平成26年8月12日		
③新株予約権の数	1,315個		
④目的となる株式の種類及び数	26,300株		
⑤新株予約権の行使期間	平成26年8月13日から 平成56年8月12日まで		
⑥権利行使価額	1株当たり1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。		

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数	
取締役 (社外取締役を除く)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	7人
	②新株予約権の割当日	平成27年8月11日	
	③新株予約権の数	1,378個	
	④目的となる株式の種類及び数	27,560株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年8月12日から 平成57年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
取締役 (社外取締役を除く)	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	9人
	②新株予約権の割当日	平成28年8月9日	
	③新株予約権の数	2,419個	
	④目的となる株式の種類及び数	48,380株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成28年8月10日から 平成58年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
取締役 (社外取締役を除く)	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	9人
	②新株予約権の割当日	平成29年8月8日	
	③新株予約権の数	1,596個	
	④目的となる株式の種類及び数	31,920株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成29年8月9日から 平成59年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 山 田 修	56	注2
指定有限責任社員 伊加井 真 弓		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査役会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
- ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会に報告する。
- ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- ② 保存・保管された情報は、取締役及び監査役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
- ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
- ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、当行グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
- ④ 当行の役付取締役、常勤監査役及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査役及び取締役会に報告する。
- ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置し、専任の使用人を置く。
- ② 前記の使用人は、監査役会の事務局を担う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分等は、監査役会の意見を徴する。

- ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行の取締役及び使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査役に報告を行う。
- ② 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、当行の監査役会の定めるところに従い、当行の各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査役会は、職責を全うするための体制の確保において、監査役会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査役監査基準に定める権利を行使できる。
- ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役及び使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査役の仕事の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は当該監査役の仕事の執行に必要でない認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役会及び監査役と定期的に会合を持ち、監査役会及び監査役との相互認識を深めるよう努める。
- ② 監査役会が定めた報告・情報提供事項は、取締役及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- ③ 監査役は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

＜業務の適正を確保する体制の運用状況の概要＞

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第204期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会へ報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

(3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。
- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会へ報告しております。

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を常務会等へ報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会へ4回報告しております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で3回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と3回の会合を開催し、情報交換や意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第204期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目 (資産の部)		金額	科目 (負債の部)		金額
現金	預け	267,180	預金	金	2,628,469
現預	金	29,351	当座	金	157,066
預金	預け	237,828	普通貯蓄	金	1,230,022
コ買商	一入ル	3,971	貯蓄	金	40,695
商	品	13,696	定期	金	2,218
金有	の	10	通定	金	1,120,613
有	信	10	そ	金	11,224
国	証	1,000	の	金	66,628
地	証	958,490	他	金	56,164
社	証	273,168	性	金	8,005
株	証	163,511	マ	金	36,061
そ	証	170,903	受	金	104,694
の	証	68,862	入	金	104,694
割	証	282,044	預	金	15
手証	証	1,676,468	ネ	金	12
当	証	12,252	担	金	2
外	証	66,329	保	金	29,238
買	証	1,419,827	替	金	940
取	証	178,059	替	金	1,945
そ	証	6,288	等	金	625
前	証	6,143	用	金	0
未	証	0	益	金	10,025
先	証	145	品	金	495
金	証	67,114	金	金	1,190
中	証	217	務	金	136
そ	証	2,425	債	金	13,878
有	証	10	債	金	802
建	証	2,277	金	金	1,333
土	証	8,322	債	金	39
り	証	41,500	債	金	6,835
建	証	12,361	債	金	4,474
所	証	38,265	債	金	5,613
無	証	11,073	債	金	2,881,749
ソ	証	24,796	合	計	
前	証	1,103	(純資産の部)		
支	証	117	資	金	25,000
費	証	1,173	本	金	6,563
見	証	3,294	利	金	6,563
当	証	3,219	益	金	79,601
	証	75	の	金	17,037
	証	938	他	金	62,563
	証	5,613	途	金	50,000
	証	△ 17,795	利	金	12,563
	証		積	金	△ 871
	証		立	金	110,292
	証		株	金	27,421
	証		合	金	△ 4,191
	証		計	金	9,088
	証		差	金	32,318
	証		損	金	175
	証		額	金	142,786
	証		等	金	3,024,535
	証		約	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証		計	金	
	証		の	金	
	証		部	金	
	証		合	金	
	証				

第204期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	31,469	46,990
利息	20,139	
配当	11,175	
受取利息	21	
引当金	63	
繰上	△5	
繰下	74	
その他	0	
手数料	6,561	
委託料	1,933	
手数料	4,627	
手数料	4,219	
手数料	4,178	
手数料	40	
手数料	0	
手数料	4,739	
手数料	819	
手数料	850	
手数料	895	
手数料	513	
手数料	1,660	
経常費用	2,694	35,433
利息	855	
利息	19	
利息	201	
利息	413	
利息	217	
利息	987	
利息	△0	
利息	2,735	
利息	334	
利息	2,400	
利息	4,097	
利息	468	
利息	0	
利息	1,672	
利息	1,852	
利息	103	
利息	24,772	
利息	1,134	
利息	329	
利息	224	
利息	0	
利息	579	
経常利益	11,556	11,556
特別利益	137	
特別損失	1,572	
特別損失	36	
特別損失	1,536	
特別損失	2,645	
特別損失	788	
特別損失	3,433	
特別損失	6,687	

第204期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	267,180	預 金	2,626,389
コールローン及び買入手形	3,971	譲渡性預金	54,964
買入金銭債権	13,696	コールマネー及び売渡手形	8,005
商品有価証券	10	債券貸借取引受入担保金	36,061
金銭の信託	1,000	借 用 金	104,694
有価証券	962,347	外 国 為 替	15
貸 出 金	1,676,899	そ の 他 負 債	30,508
外 国 為 替	6,288	退職給付に係る負債	776
そ の 他 資 産	67,129	役員退職慰労引当金	12
有形固定資産	38,398	睡眠預金払戻損失引当金	1,333
建物	11,146	ポイント引当金	39
土地	24,853	繰延税金負債	6,628
リース資産	1,106	再評価に係る繰延税金負債	4,474
建設仮勘定	117	支 払 承 諾	5,613
その他の有形固定資産	1,174	負 債 の 部 合 計	2,879,518
無形固定資産	3,299	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,223	資 本 金	25,000
その他の無形固定資産	76	資 本 剰 余 金	9,699
繰延税金資産	17	利 益 剰 余 金	81,975
支払承諾見返	5,613	自 己 株 式	△ 1,262
貸倒引当金	△ 18,421	株 主 資 本 合 計	115,412
資 産 の 部 合 計	3,027,431	その他の有価証券評価差額金	27,886
		繰延ヘッジ損益	△ 4,191
		土地再評価差額金	9,088
		退職給付に係る調整累計額	△ 585
		その他の包括利益累計額合計	32,197
		新 株 予 約 権	175
		非 支 配 株 主 持 分	128
		純 資 産 の 部 合 計	147,913
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,027,431

第204期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		47,206
資金運用収益	31,492	
貸出金利息	20,147	
有価証券利息配当金	11,190	
コールローン利息及び買入手形利息	21	
預け金利息	63	
その他の受入利息	69	
信託報酬	0	
役務の引当金	6,754	
その他の業務収益	4,219	
その他の経常収益	4,738	
貸倒引当金戻入益	657	
償却債権取立益	850	
その他の経常収益	3,230	
経常費用		35,018
資金調達費用	2,694	
預金利息	855	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息及び売渡手形利息	201	
債券貸借取引支払利息	413	
借入金利息	217	
その他の支払利息	987	
役務の引当金	2,141	
その他の業務費用	4,097	
その他の経常費用	24,920	
その他の経常費用	1,165	
その他の経常費用	1,165	
経常利益		12,187
特別利益		137
固定資産処分益	101	
退職給付制度改定益	35	
特別損失		1,572
固定資産処分損失	36	
減損	1,536	
税金等調整前当期純利益		10,752
法人税、住民税及び事業税	2,821	
法人税等調整額	771	
当期純利益		3,592
非支配株主に帰属する当期純利益		7,159
親会社株主に帰属する当期純利益		1
		7,157

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 四 国 銀 行

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 四 国 銀 行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第204期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じてその説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社 四国銀行 監査役会

常勤監査役	北村	裕	㊟
常勤監査役	熊沢	慎一郎	㊟
社外監査役	田中	章夫	㊟
社外監査役	川添	博	㊟
社外監査役	濱田	正博	㊟

以上

(ご参考)

第204期末信託財産残高表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	70	金 銭 信 託	70
合 計	70	合 計	70

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産一百万円
3. 元本補填契約のある信託は、平成30年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第7号議案まで）

第1号議案から第7号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへ配当を安定的に継続するという基本方針に基づきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金15円

総額642,898,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) その他、上記の新設及び削除に伴う文言の調整、条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 第13条～第19条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 第20条（取締役の員数） 当銀行の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第21条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第3章 株主総会 第13条～第19条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 第20条（取締役の員数） 当銀行の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、15名以内とする。 <u>②当銀行の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>第21条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第24条 (代表取締役) (条文省略) ②取締役会は、その決議によって、<u>取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第24条 (代表取締役) (現行どおり) ②取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から<u>取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第25条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第27条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役会は、<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>	<p>第27条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役会は、<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>
<p>第28条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第32条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、 取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項 各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部 を取締役委任することができる。</p>
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<p><u>第32条 (監査役の数)</u> 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>第33条 (監査役の選任)</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選 任決議は、議決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>第34条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任さ れた監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す る時までとする。</p>	(削除)
<p><u>第35条 (常勤監査役)</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定す る。</p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役の報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>第38条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第39条（監査役との責任限定契約） <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第33条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第34条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算 第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p><u>第35条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（11名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当行における地位等
1	やま 山	もと 元	ふみ 文	あき 明	取締役頭取
2	にし 西	がわ 川	あき 昭	ひろ 寛	常務取締役
3	おお 大	た 田	よし 良	つぐ 継	常務取締役
4	い おろ い 五百蔵	せい 誠	いち 一		取締役本店営業部長
5	くろ 黒	した 下	のり 則	ゆき 之	取締役審査部長
6	こ 小	ばやし 林	たつ 達	じ 司	取締役総合企画部長
7	お 尾	ざき 崎	よし 嘉	のり 則	取締役（社外取締役）

候補者
番号

1

やまもと

山元

ふみ あき

文明

(昭和29年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：4,889株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 当行入行

平成9年7月 当行総合企画部長代理

平成18年6月 当行総合管理部長

平成22年6月 当行取締役総合企画部長

平成26年6月 当行常務取締役

平成27年6月 当行専務取締役

平成28年4月 当行取締役頭取

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人高知県銀行協会会長

■ 取締役候補者とした理由

平成22年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、平成27年6月から専務取締役、平成28年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 2 にし がわ 西川 あき ひろ 昭寛 (昭和29年8月28日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：4,103株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	当行入行	平成23年6月	当行執行役員高松支店長
平成10年2月	当行宝町支店長	平成24年8月	当行執行役員高松支店長兼高松南支店長
平成12年7月	当行本店営業部長代理	平成25年6月	当行取締役徳島営業本部長
平成15年6月	当行旭支店長	平成27年6月	当行常務取締役
平成16年7月	当行営業統括部長代理		現在に至る
平成18年7月	当行南国支店長		
平成21年6月	当行執行役員木屋橋支店長		

■ 取締役候補者とした理由

平成25年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、平成27年6月から常務取締役をつとめ、審査部門、システム部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **3** おお た よし つぐ
大田 良継 (昭和31年1月26日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：3,222株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	当行入行	平成22年6月	当行監査部長
平成11年2月	当行岡山支店副支店長	平成23年6月	当行執行役員監査部長
平成13年7月	当行松山南支店長	平成23年8月	当行執行役員神戸支店長
平成16年7月	当行丸亀支店長	平成26年6月	当行取締役本店営業部長
平成18年7月	当行上町支店長	平成28年6月	当行常務取締役
平成21年6月	当行中村支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

平成26年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、平成28年6月から常務取締役をつとめ、営業部門、市場部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

4

い おろ い
五百蔵せい いち
誠一

(昭和34年12月6日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：3,324株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年4月 当行入行

平成14年7月 当行マリンピア支店長

平成17年7月 当行本店営業部長代理

平成19年7月 当行観音寺支店長

平成22年6月 当行東京支店長

平成24年6月 当行執行役員人事部長

平成27年6月 当行取締役人事部長

平成28年6月 当行取締役本店営業部長

現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、人事業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、平成27年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 5 くろ した 黒下 のり ゆき 則之 (昭和34年12月15日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：1,809株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：94.1% (16回/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年4月	当行入行	平成21年8月	当行徳島営業部副部長
平成14年7月	当行高知駅前支店長	平成23年6月	当行徳島西支店長
平成16年9月	当行監査部検査役	平成25年6月	当行大阪支店長
平成17年2月	当行高松南支店長	平成27年6月	当行執行役員審査部長
平成19年2月	当行審査部長代理	平成28年6月	当行取締役審査部長
平成20年2月	当行徳島営業部長代理		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、審査業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、平成28年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **6** こばやし **小林** たつじ **達司** (昭和35年6月4日生)

再任

- 所有する当行株式の数：1,074株
- 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年4月	当行入行	平成26年6月	当行執行役員総合企画部長
平成15年2月	当行総合企画部長代理	平成28年6月	当行取締役総合企画部長
平成24年2月	当行総合企画部副部長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

国際、経営企画業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、平成28年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

7

お ぎき
尾崎

よし のり
嘉則

(昭和28年1月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：2,413株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 安田生命保険相互会社入社
平成12年4月 同社企業金融部部長
平成16年1月 (合併により明治安田生命保険
相互会社に改称)
平成17年7月 同社取締役融資部長
平成20年4月 同社常務執行役
平成23年4月 同社専務執行役
平成24年7月 同社取締役執行役副社長
平成26年7月 明治安田ビルマネジメント株式
会社代表取締役社長

平成27年6月 当行取締役（現職）
平成29年3月 明治安田ビルマネジメント株式
会社代表取締役社長退任
平成29年4月 明治安田生命保険相互会社顧問
平成30年3月 明治安田生命保険相互会社顧問退任
平成30年5月 学校法人安田学園教育会理事長
（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人安田学園教育会理事長

■ 社外取締役候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、平成27年6月から当行の社外取締役就任以来、取締役会等で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言、提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、役割を適切に果たしています。今後も会社経営者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 尾崎嘉則氏は、社外取締役候補者であります。

3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

4. 尾崎嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

5. 当行は、尾崎嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	北村裕 <small>きたむら ゆたか</small>	常勤監査役
2	熊沢慎一郎 <small>くまざわ しんいちろう</small>	常勤監査役
3	田中章夫 <small>たなか あきお</small>	監査役（社外監査役）
4	川添博 <small>かわぞえ ひろし</small>	監査役（社外監査役）
5	濱田正博 <small>はまだ まさひろ</small>	監査役（社外監査役）
6	稲田知江子 <small>いなだ ちえこ</small>	取締役（社外取締役）

候補者
番号

1

きた むら
北村

ゆたか
裕

(昭和30年9月19日生)

新任

- 所有する当行株式の数：7,506株
- 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）
- 平成29年度の監査役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月	当行入行	平成22年6月	当行営業統括部長
平成10年6月	当行南国南支店長	平成23年6月	当行執行役員営業統括部長
平成12年6月	当行秘書室長	平成25年2月	当行執行役員監査部長
平成15年7月	当行卸団地支店長	平成26年3月	当行執行役員審査部長
平成17年6月	当行観音寺支店長	平成27年6月	当行監査役
平成19年7月	当行東京支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

平成27年6月の監査役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、監査役の職務を適切に果たしています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

2

くまざわ
熊沢しんいちろう
慎一郎

(昭和33年12月25日生)

新任

- 所有する当行株式の数：13,095株
- 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）
- 平成29年度の監査役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	当行入行	平成26年6月	当行執行役員神戸支店長
平成14年7月	当行人事部長代理	平成27年6月	当行取締役神戸支店長
平成20年6月	当行人事部長	平成29年6月	当行監査役
平成24年6月	当行執行役員東京支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

平成29年6月の監査役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、監査役の職務を適切に果たしています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 3 ^{た なか} 田中 ^{あき お} 章夫 (昭和22年1月1日生)

新任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：4,344株
- 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）
- 平成29年度の監査役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年4月 松下電器産業株式会社入社
昭和60年11月 税理士開業（現職）
平成元年4月 公認会計士開業（現職）
平成7年5月 宮地電機株式会社監査役
（現職）
平成13年4月 高知県信用保証協会非常勤監事
（現職）

平成17年4月 公益財団法人高知県牧野記念財団
監事（現職）
平成21年6月 当行監査役（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公認会計士（田中会計事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な監督経験と民間企業における社外役員としての職務経験を有しており、平成21年6月から当行の社外監査役就任以来、監査役の職務を適切に果たしています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者番 号 **4** かわ ぞえ ひろし **川添 博** (昭和22年10月24日生)

新任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：6,394株
- 平成29年度取締役会出席状況：100%（17回／17回）
- 平成29年度監査役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 司法研修所入所

昭和51年3月 司法研修所卒業

昭和51年4月 大阪弁護士会へ弁護士登録
三宅合同法律事務所入所

昭和56年4月 高知弁護士会へ弁護士登録換
(現職)

平成23年6月 当行監査役（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

弁護士（川添法律事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士として専門的見地を有しており、平成23年6月から当行の社外監査役就任以来、監査役の職務を適切に果たしています。法律の専門家としての豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者
番号 5 はま だ まさ ひろ
濱田 正博 (昭和27年8月20日生)

新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：1,206株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：100%（17回／17回）

■ 平成29年度の監査役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年10月 高知県庁入庁

平成16年4月 農林水産部海洋局水産経営指導
課長

平成18年4月 総務部副部長（総括）

平成21年4月 東京事務所長

平成24年4月 理事・東京事務所長

平成25年3月 高知県定年退職

平成25年5月 公益財団法人高知県文化財団
理事長（現職）

平成27年6月 当行監査役（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公益財団法人高知県文化財団理事長

■ 社外取締役候補者とした理由

行政分野における長年の豊富な経験を有しており、平成27年6月から当行の社外監査役就任以来、幅広い見識で監査役の職務を適切に果たしています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者
番号

6

いなだ
稲田ちえこ
知江子

(昭和47年12月16日生)

新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：246株

■ 平成29年度の取締役会出席状況：84.6% (11回/13回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成7年4月 司法研修所入所

平成9年3月 司法研修所卒業

平成9年4月 高知弁護士会へ弁護士登録
(現職)

平成10年10月 高知県公文書開示審査会委員

平成15年7月 高知県収用委員会委員 (現職)

平成15年8月 高知県個人情報保護制度委員会
委員 (現職)平成21年4月 高知県事業審査アドバイザー
(現職)平成23年10月 国有財産四国地方審議会委員
(現職)

平成26年4月 高知弁護士会会長

平成27年4月 日本弁護士連合会会長特別補佐

平成27年4月 四国弁護士連合会常務理事

平成29年6月 当行取締役 (現職)

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

弁護士 (稲田法律事務所)

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な知識と経験、高い識見を有しており、平成29年6月から当行の社外取締役就任以来、経営全般に対する提言を行い、当行の企業価値向上と業務執行の監督など役割を適切に果たしています。法律の専門家としての豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別の利害関係は次のとおりであります。

- (1) 稲田知江子氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (2) その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中章夫、川添博、瀧田正博、稲田知江子の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中章夫、川添博、瀧田正博、稲田知江子の4氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はございませんが、上記「社外取締役候補者とした理由」により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 田中章夫、川添博、瀧田正博、稲田知江子の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 稲田知江子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。田中章夫、川添博、瀧田正博の3氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ9年、7年、3年となります。
6. 当行は、北村裕、熊沢慎一郎、田中章夫、川添博、瀧田正博、稲田知江子の6氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と6氏の間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当行の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第192期定時株主総会において、年額216百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）とする旨をご承認いただきました。また、平成24年度には、それまでの役員退職慰労金制度に代え、ストック・オプションによる役員報酬（株式報酬型ストック・オプション）制度を導入しましたが、平成24年6月28日開催の第198期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権の割当てについては、上記取締役の報酬等の額と別枠とはせず、その範囲内で割り当てることとし、これについてご承認いただき今日に至っております。

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等（ストック・オプションを含まないものとします。）の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、平成23年度までの取締役の報酬等の額と同水準とし、年額216百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与及び賞与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額70百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当行の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員報酬制度見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するための報酬として金銭報酬債権を支給することといたしたいと存じます。

つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、上記の目的を踏まえた相当と考えられる金額として、年額70百万円以内として設定したいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当てのために支給される金銭報酬債権の具体的な支給額は、役位及び前年度の業績等に応じて当行取締役会において決定するものとしたします。

また、本議案による譲渡制限付株式の導入に伴い、以後、従前の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の割当ては行わないものとしたします。

本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり可決されますと6名となります。

譲渡制限付株式の概要については、下記をご参照ください。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

記

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当行は、対象取締役に対し、当行取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当行取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当行取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7万5千株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当行取締役会決議に基づき、当行と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当行は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間満了前に当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位を喪失した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当行はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当行は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間満了まで継続して、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当行取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行取締役会）で承認された場合には、当行取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当行は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

株主提案（第8号議案から第11号議案まで）

第8号議案から第11号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

各議案の「提案理由」は、一部の法人名について仮名で表示したことを除き、誤字・脱字及び事実認識を含め、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第8号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

現在の顧問・相談役の役職をすべて廃止する。

2. 提案理由

- ① 昨年度の決議結果で顧問・相談役廃止の埒に対する賛成割合が20.6%の指示率が出た。ガバナンス改革で相談役の役割・報酬額の株主説明は不可欠な時代となった。要再度提出。
- ② 3月13日に金融庁が企業統治指針改定案を公表し、本年6月の株主総会から適用を決定した。情報公開は時代の要請。
- ③ 四国銀行は顧問・相談役の業務・報酬の開示は全く無く。ガバナンス改革の流れに逆らい、地銀の生き残りを考えているが相談役に元経営トップが就くなど従来の踏襲型企業統治では地方銀行の生存は不可。
- ④ 昨年よりも四銀は、不良債権が増えている。企業環境は厳しさを増すばかりである。昨年、四銀取締役会は「相談役は企業価値向上に貢献している」との回答であった。加えて全国的に相談役廃止は主流。
しかし、四銀にその流れを変える「知力や生き残りの策」は見当たらない。

第8号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

地域金融機関である当行の使命は、地域の発展に貢献し、地域と共に成長・発展することにあると考えております。こうした考え方のもと、当行では、地域の発展、ひいては地域経済の発展に尽力すべき当行の信用の維持・向上による企業価値向上のため、財界活動や公益的職務等の社外活動に従事することを目的として、代表取締役経験者を相談役に選任しております。現在は、代表取締役経験者1名を相談役に選任し、同相談役は高知商工会議所会頭等を中心とする社外活動に従事しております。

相談役の選任・解任、報酬等につきましては、取締役頭取及び社外取締役で構成するガバナンス委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定しております。

前記の高知商工会議所会頭等の社外活動は、当行の役職を持つことで従事可能となるものであり、相談役としての選任の必要性が認められます。

一方、相談役は、当行の取締役会その他の会議体への出席はなく、経営陣からの報告等も実施しておりません。相談役は当行の経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、ガバナンス上の問題はないと考えております。また、相談役の勤務形態及び条件等につきましては、既にコーポレートガバナンス報告書において開示しておりますとおり、その職務に照らし適正であると考えております。

なお、顧問につきましては、現在、該当者はおりませんが、過去に代表取締役ではない取締役が退任後に個別業務の顧問に就任したケースがございます。今後も、元代表取締役ではない取締役経験者が有する専門性に応じて、その見識を当行業務に活用することを目的として、顧問として選任する可能性がございます。このような役職についてガバナンス上の問題はないと考えておりますが、顧問の選任・解任、報酬等につきましても、取締役頭取及び社外取締役で構成するガバナンス委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定する方針です。

したがいまして、取締役会は、本議案に**反対**いたします。

なお、株主提案理由の④には、当行の不良債権が昨年よりも増えているとの記載がありますが、事実と反しております。

第9号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

取締役の任期の変更「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。」を「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。」に変更。

2. 提案理由

- ① 役員期間一年は真剣勝負で緊張感のある役員行動が株主に明示。
- ② 役員への株主に対する経営責任や事業実績の明確化が進展。
- ③ 事業配分の見直しや設備投資などが明確かつ敏速に数値化が可能。
- ④ 経営責任の見える化が図られ透明性の高い役員構成になる。

(注) 本議案は、当行が監査等委員会設置会社に移行する方針を平成30年4月23日に開示する前に行われた株主提案であり、当行が監査役会設置会社であることを前提とした提案となります。

第9号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、第2号議案として、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更を提案させていただきます。

第2号議案が原案通り可決承認され、当行が監査等委員会設置会社へ移行した場合、法律上、監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなります（第2号議案の定款変更案第22条1項参照）。また、監査等委員である取締役の任期は、法律上、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなり（第2号議案の定款変更案第22条2項参照）、定款又は株主総会の決議により短縮することは認められません。

したがって、本議案による定款変更は必要ないと考えますので、取締役会は、本議案に反対いたします。

第10号議案 取締役3名解任の件

1. 提案内容

以下の取締役の解任を求める。

- 1、 取締役頭取 山元 文明氏
- 2、 取締役専務 高橋 重一氏
- 3、 取締役氏 稲田 知江子氏

2. 提案理由

(1) 取締役頭取 山元 文明氏 解任理由

- ① 旧土電は清算結了だが高知県交通は結了なし。2社の清算結了が終了し、真に公金10億円出資の第三セクター「とさでん交通(株)」が設立となる。とさでん交通が黒字でも借入額約30億円の負債は一向に減らない。メイン貸付は四銀。
- ② 裁判判決で決定の、四銀・高銀で元土電社長に対する約13億3000万円の債権回収の目途なし。高知県交通に対する約20億円の回収も未解決。
- ③ 元土電会長に対する約9億5千万円は回収不能。
- ④ 旧闘犬センター負債額17億円超えを放置し、四銀自ら破産申し立て。最終の不良債権総額は非開示。
- ⑤ Aは「28年・29年度2年連続の債務超過」である。四銀貸付金約10億8千万円の未回収。
- ⑥ Bの高知県関係部局の資料28年度は「長短合わせ約290億円」の借入総額。「5年連続収益無し、28年度は債務超過」となり。巨額の不良債権が発生。貸付主役四銀の資本金は250億円。

(2) 取締役専務 高橋 重一氏 解任理由

- ① 数々の不良債権回収発生 の責任。
- ② Bの高知県資料28年度より「長短合わせ約290億円」の貸付主役銀行は四銀である。5年連続収益無し、28年度は「債務超過」に陥っている巨額な不良債権を発生させた貸付責任は重大。

- ③ 高知県交通は「清算終了が終了していない。」県交通の約20億円の債務超過額について四銀は代表権のある「2名に対する人的・物的保証」も設定せず、多額の損害を招来。
旧土電元会長・社長に対する債務保証との整合性が全く取れない。未回収金責任。
- ④ (土電・県交通) 2社の清算終了が終了しなければ統合新会社は存在せず、6行で26億円から28億円の債権放棄は実質終了しない。また統合新会社とさでん交通(株)の資産・債務の実質未確定など業務移行手続の遅延責任。
- ⑤ Aは28年・29年度2年連続の債務超過である。四銀貸付金約10億7千万25万2千円が回収不能となる虞があり重大な経営責任。

(3) 取締役 稲田 知江子氏 解任理由

- ① 社外取締役に経営経験者の採用を求める声が全国的な主流である。単なる数合わせで終わってはいけない。実務家重視の時代が到来。
- ② 社外取締役に「高知県庁・公務員OBや弁護士」を就任させることは曖昧な経営管理や企業統治の透明性を低くする。将来、経営統合の企業問題に発展の可能性大。
- ③ 長期の低金利時代の到来、A I 業務の台頭、仮想通貨の出現など。銀行経営は年々厳しさを増し、今や銀行業界は斜陽産業の一つに数えられているにもかかわらず有効な対応策の不確立。
- ④ 社外取締役を通じて企業がリスクを取りやすい環境を整備することが「攻めのガバナンス (統治)」であり「経営感覚と実務経験」がなければ具体的な助言提供が出来ない。益々四銀の不良債権が増加。
- ⑤ Bの高知県関係部局の資料28年度は「長短合わせ約290億円」の借入総額。「5年連続収益無し、28年度は債務超過」となり。巨額の不良債権が発生した責任。

第10号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役頭取 山元文明、専務取締役 高橋重一、取締役 稲田知江子の3氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、株主提案理由には、「巨額の不良債権が発生」等、事実と反する記載がございます。

第11号議案 監査役1名解任の件

1. 提案内容

以下の監査役の解任を求める。

- 1 常勤監査役 熊沢 慎一郎

2. 提案理由

- ① 株主訴訟は四銀社歴の汚点である。負の遺産として違法融資の判例を残した当時の取締役であった青木章泰氏は事件経過を知る生き証人である。しかし、現在も四銀相談役として君臨し、同氏に経営参加を許している常勤監査役として有責性が存在。
- ② 旧土電役員2名分の未回収金・高知県交通の個人保証人不存在の件・個人財産の担保設定無しの件・Aの件・旧闘犬センターの未回収金の件・Bの高知県資料28年度より「長短合わせ約290億円」のメイン貸付銀行は四銀である。5年連続収益無し、28年度は債務超過を招来。

前記関連事項について重大な業務監査上の責任を有する。以上監査役としての責任を果たしていない。

第11号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

常勤監査役 熊沢慎一郎氏は、監査役就任以来、法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言及び提言等を行い、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、株主提案理由には、当行が当行相談役の「経営参加を許している」等、事実と反する記載がございます。

以 上

株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

四国銀行 本店 5階 大会議室 電話：088-823-2111 (代表)



交通の
ご案内



とさでん交通

はりまや橋電停 徒歩すぐ



JR

高知駅より 徒歩約10分